

1

授業で刑事裁判手続きを取り扱う際のポイント ー 法学研究者の視点から

東京大学准教授

成瀬 剛



2 目次

- 第1 はじめに
- 第2 「もぎさい」法教育教材の狙いと特徴
 - 1 「もぎさい」法教育教材の狙い
 - 2 「もぎさい」法教育教材の特徴
- 第3 授業で刑事裁判手続きを取り扱う際のポイント
 - 1 基本方針：刑事裁判の基本的な考え方を大づかみで理解させる
 - 2 法学研究者として、特に重視してもらいたいこと
 - (1) 学校生活で子ども達が揉め事を解決する手続と刑事裁判の手続との違い
 - (2) 刑事裁判において無罪推定の原則が妥当する理由
 - (3) 被疑者・被告人に黙秘権が保障されている理由
- 第4 おわりに



3 第1 はじめに

○自己紹介

- ・ 専門：刑事訴訟法（刑事手続や裁判員制度について研究・教育）
- ・ 2018年～2020年 法教育推進協議会 教材作成部会委員
- 2021年～現在
法教育推進協議会 学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会委員

○本講演の目的

「もぎさい」法教育教材の狙いと特徴を踏まえて、法学者の視点から、授業で刑事裁判手続を取り扱う際に重視して頂きたいことを説明



4 第2 「もぎさい」法教育教材の狙いと特徴

1 「もぎさい」法教育教材の狙い

刑事裁判のルールや細かな流れを正確に理解して覚えることではない！！

例：冒頭手続と冒頭陳述の違い：東大法学部の学生でも十分に理解していない

→①刑事裁判の基本的な考え方を大づかみで理解するとともに、②争点について論理的に分析し表現する力を養う

cf ②の内実：模擬裁判と一般的なディベートとの違い

- ・ **事実と評価を峻別**して、分析的に検討する姿勢が身につく
- ・ 同じ証拠関係の下で、検察側と弁護側が異なる主張をするので、**物事には多面的な見方が可能**であることを学習しやすい



5 第2 「もぎさい」法教育教材の狙いと特徴

2 「もぎさい」法教育教材の特徴

○小学生・中学生・高校生の発達段階に対応した教材

教材の分量・難易度の調整、子どもにも分かりやすい表現

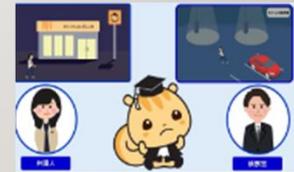
○1コマ（45分ないし50分）でも実施できる教材

視聴覚教材の作成（チャプターごとに利用可能）、具体的な学習指導案の提供

○専門家との連携がなくても、学校の先生方だけで気軽に実施できる教材

教員用説明資料・ワークシート・スライド資料用データの提供

法曹三者からのメッセージ動画（専門的事項の解説を含む）



6 第3 授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイント

1 基本方針：刑事裁判の基本的な考え方を大づかみで理解させる

- ・授業で取り扱う際、刑事裁判の細かな順序やルールの正式名称にこだわる必要はない（多少間違っても、基本的な考え方が子ども達に伝わればOK）

2 法学研究者として、特に重視してもらいたいこと

- （1）学校生活で子ども達が揉め事を解決する手続と刑事裁判手続との違いを議論し、その理由を考えさせる
- （2）刑事裁判において無罪推定の原則が妥当する理由を考えさせる
- （3）被疑者・被告人に黙秘権が保障されている理由を考えさせる（高校生向け）



7 第3 授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイント



(1) 学校生活で子ども達が揉め事を解決する手続と刑事裁判手続との違い

学校生活：・解決のルールや手続が事前に定まっていない

- ・揉め事の当事者と判断者が区別されていない（往々にして、力・声の大きい方が勝つ）
- ・証拠は乏しく、事実関係が曖昧なまま、結論を出す

刑事裁判：・何が犯罪になるか、どのように手続を進めるかが、憲法及び法律において事前に定められている

- ・検察官と被告人・弁護人が主張・立証を展開し、中立的な裁判官・裁判員が判断する
- ・証拠に基づいて事実を厳密に認定し、それをルール（法律）に当てはめて結論を出す

⇒刑事裁判は、被告人の予見可能性や手続保障に最大限配慮した、公正な手続

理由：判断内容の重大性

国家が一個人に対して刑罰（害悪を伴う非難）を科すかどうかを決める手続



8 第3 授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイント



(2) 刑事裁判において無罪推定の原則が妥当する理由

- ・仮に、刑事裁判において、無罪推定の原則がなかったらどうなるか？

刑事裁判は決して他人事ではない→明日、自分の身に降りかかるかもしれない問題

例：生徒がコンビニに入ったところ、店員に窃盗の犯人だと疑われ、十分な証拠はないのに有罪とされ、刑罰を科されることになったら納得できるか？

- ・刑事裁判：被告人の生命（死刑）や自由（拘禁刑）が問題となる cf 民事裁判の多く：財産権の問題
無罪の人を誤って処罰するようなことは決して許されない

- ・無罪の人を誤って処罰してしまう不利益：無罪の人一人だけに不利益が集中

VS 無罪推定の原則は、一部の人に不利益を押しつけないという意味でも合理的なルール

真犯人を誤って無罪にしてしまう不利益：社会全体で不利益を分かち合うことができる

9 第3 授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイント

- (3) 被疑者・被告人に黙秘権が保障されている理由
- ・刑事手続：「悪い人」を裁くための手続ではない
被告人が真犯人であるかどうかは手続が終結するまで分からない
手続の過程においては、**常に誤認の可能性があるという前提で物事を考える必要**
 - ・被疑者・被告人：弱い存在であり、様々な理由で、思わぬことを言うってしまう可能性
VS **そのまま対峙させると、虚偽の自白を誘発し、誤った処罰に至るリスクが非常に大きい**
捜査機関：被疑者・被告人は真犯人だと思い込んで、厳しく追及してしまう危険性
⇒犯罪を行った疑いがある以上、捜査機関が被疑者・被告人に供述するよう「説得」することまでは許されるが、供述を「強要」することは決してできない
被疑者・被告人が真犯人でない可能性を考慮すれば、それなりに合理性のある線引き



10 第4 おわりに

- ・**犯罪への対応は社会の重要問題** cf 刑事事件が報道されない日はない
将来の日本社会を担う子ども達に、**自分ごととして考える必要性**をぜひ実感してもらいたい
- ・**裁判員制度**の存在
大人になったら、**社会の一員として、ぜひ積極的に刑事裁判に参加するよう**促して欲しい



11 参考文献

- ・後藤昭「『疑わしきは被告人の利益に』ということ」
一橋論叢 117 巻 4 号 37 頁 (1997 年)
<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/10767/ronso1170400370.pdf>
- ・笹倉宏紀「黙秘権をどう教えるか」
橋本康弘ほか編著『日本の高校生に対する法教育改革の方向性』
(風間書房、2020年) 157頁以下に所収
- ・和田俊憲『10歳から読める・わかる いちばんやさしい刑法』
(東京書店、2022年)

